第３章　景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

３－１　景観重要建造物の指定の方針

（１）指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物で、次の基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定します。

【指定の基準】

○地域の自然、歴史、生活文化等からみて、その特徴が景観として現れている象徴的な建造物 ○概ね昭和 20 年以前の伝統的建造物 ○（重要）伝統的建造物群保存地区内の一般建造物

（２）指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、基準等との適合性、建造物の維持保全の状態等を調査・確認します。

建造物の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、歴史文化、建築史、景観等に関連する分野の専門家や金沢市景観審議会及び保存建物部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

３－２ 景観重要樹木の指定の方針

（１）指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる樹木で、次の基準に該当するものを「景観重要樹木」として指定します。

また、指定にあたり、金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に基づく景観樹等を景観重要樹木の指定の参考とします。

【指定の基準】

○樹容が景観上優れている樹木 ○樹種固有の形状を保っているまたは剪定等により良好な形状を保っているもの ○景観上、地域の象徴的な存在となっている樹木 ○歴史的経過、文化的意義、学術的な特徴を有する樹木

（２）指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、樹木の維持保全の状態等を調査・確認します。

樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、植物等に関連する分野の専門家や樹木医、金沢市景観審議会及び緑化推進部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。